

平27福情答申第7号

平成27年8月25日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(環境局環境監理部環境保全課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年7月8日付け環保第229号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「事故時の措置届出書」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「事故時の措置届出書」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った平成26年6月16日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成26年6月12日に本件対象文書についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、平成26年6月16日に本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年6月26日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

- (1) 本件対象文書のうち、黒ぬりされている部分の担当責任者名、点検実施者名、立会い者等氏名についての公開を求める。
- (2) 一般に食堂の火の元責任者や現場監督者などではフルネームで名前が貼り出されている。

- (3) 「地下タンク等定期点検実施結果報告書」の立会い者等の氏名は、責任を明確にするためのもので、条例第7条第1号ただし書イにあたると思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年5月19日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書である「事故時の措置届出書」とは、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第14条の2第3項の規定に基づく届出書である。この規定は、貯油施設を設置する事業場において事故が発生し、油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合に、当該事業場の設置者が、事故の状況及び油を含む水の排出又は浸透の防止のために講じた応急措置の概要を都道府県知事（政令市については市長）に届け出なければならないというものである。

本件対象文書は、城南区東油山のガソリンスタンドにおいて発生したガソリン漏えい事故について、水濁法第14条の2第3項の規定に基づき当該ガソリンスタンドの設置者より届け出られたものである。

届出内容としては、当該事業場の名称及び所在地、事故の発生日時及び発生場所、流出物質の種類及び量、事故原因に加え、講じた措置の内容等を記載したものと、補足添付資料で構成されている。

(3) 本件決定を行うに至った理由

本件決定における非公開内容については、条例第7条第1号に規定される個人情報に該当することから非公開とした。

異議申立人より公開を求められている非公開内容とは、本件対象文書における届出本紙の担当責任者氏名と、その添付資料である「地下タンク等定期点検実施結果報告書」の点検実施者、立会者等の担当者氏名である。

届出本紙の担当責任者氏名については、ガソリン漏えい事故に関する行政との連絡調整の窓口として記載を求めているものであり、添付資料の点検実施者、立会者氏名については、当該ガソリンスタンドの定期点検実施事業者の担当者情報である。

いずれの情報も、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであることは明らかであるが、条例第7条第1号ただし書アでいう法令又は条例の規定により又は慣行として公にされている情報ではなく、また、同号ただし書イでいう人の生命、身体、健康、生活もしくは財産又は環境を保護するために公にすることが必要であるものとは認められない。

以上の理由により、本件決定は正当かつ妥当なものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 実施機関によると、本件公開請求においては、「ガソリン漏えい事故時の措置届出書」を対象文書として特定している。

そして、届出本紙の担当責任者の氏名及び個人用携帯電話の番号、添付資料1及び3の管理建築士の氏名、添付資料2の承認者、検図者、設計者及び製図者の氏名の一部並びに添付資料4の点検実施者及び立会者等の担当者氏名

(以下「担当責任者の氏名等」という。)については条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するとして、また届出者の代表者印の印影については条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当するとして、被覆したうえで公開していることが認められる。

(2) 本件対象文書で実施機関が被覆を行った部分のうち、添付資料1から3までの被覆部分及び届出者の代表者印の印影については争いがないため、担当責任者等の氏名等のうち、届出本紙及び添付資料4の被覆部分について、条例第7条第1項に規定する非公開情報に該当するか以下検討を行う。

2 条例第7条第1号該当性について

条例第7条は、実施機関は公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。本件対象文書に関しては、同条第1号に定める非公開情報該当性の有無が争点となっていることから、当該規定について述べると以下の通りである。

(1) 条例第7条第1号について

まず、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

(2) 第1号該当性について

以下、実施機関が非公開とした部分の個別判断を行う。

ア 担当責任者等の氏名等のうち、届出本紙の担当責任者氏名及び個人用携帯電話の番号についてはガソリン漏えい事故に関する行政との連絡調整の窓口として記載を求めているものであり、添付資料4の点検実施者及び立会い者氏名については当該ガソリンスタンドの定期点検実施事業者の担当

者情報である。

イ いずれの情報も、第1号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであることは明らかであり、第1号ただし書のアの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

ウ また、本件について、担当責任者等の氏名等を公表することが、第1号ただし書のイに規定された人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために必要である事情も認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分については、第1号本文に規定する非公開情報に該当するものと認められる。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月8日	実施機関が審査会に諮問
平成26年8月18日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年5月19日（第2部会）	実施機関より意見聴取，審議
平成27年6月16日（第2部会）	審議
平成27年7月28日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，勢一智子，錦谷まり子，井上禎男